

こまったときの！

学校法人会計大辞典 (基本金編)

平成29年7月

講師 公認会計士 杉野泰雄

基本金

(きほんきん)

勘定科目の意味は？

資産	固定資産	有形固定資産	負債	固定負債
		特定資産		流動負債
		その他の固定資産	純資産	基本金
流動資産	繰越収支差額			

学校法人の基本金とは、教育研究活動のために使用する固定資産(基本金対象資産)を**自己資金**で取得したことを示す**貸方勘定**であり、継続的に保持するために維持すべき財産額の目標金額です。従って、ある資産を取得した時点において、教育研究活動とは無関係の資産である場合や教育研究目的であっても将来取替更新する必要がないことが明らかな資産は基本金対象資産から除外されます。なお、基本金は基準の各号にあわせて第1号から第4号までの4種類あります。

基本金の種類	定義(基準30条)	基本金対象資産
第1号基本金	学校法人が設立当初に取得した固定資産で教育用に供されるものの価額または新たな学校の設置もしくは既設の学校の規模の拡大もしくは教育の充実向上のために 当期までに取得した 基本金対象資産(有形固定資産および無形固定資産)の価額を組入れ対象とする基本金	(有形固定資産) 土地、建物、構築物、教育研究用機器備品(少額重要資産含む)、管理用機器備品、図書、車両、建設仮勘定、リース資産 (その他の固定資産) 借地権、電話加入権、施設利用権、ソフトウェアなどの無形固定資産で、 投機目的以外の資産
第2号基本金	学校法人が新たな学校の設置または既設の学校の規模の拡大もしくは教育の充実向上のために 将来取得する固定資産 の取得に充てる基本金対象資産(金銭その他の資産)の額を組入れ対象とする基本金	理事会(および評議員会)で承認された「第2号基本金組入計画表」を基に、 計画的に積み立てられた特定資産(第2号基本金引当特定資産)。 (その他、施設設備寄付金や施設設備補助金等により将来固定資産の取得に充てることが定められてる金銭または有価証券等も第2号基本金引当特定資産として積み立てることが望ましい。)
第3号基本金	基金として 継続的に保持し、かつ運用する基本金対象資産(金銭その他の資産)の額を組入れ対象とする基本金	理事会(および評議員会)で承認された「第3号基本金組入計画表」を基に、 計画的に積み立てられた特定資産(第3号基本金引当特定資産)。 奨学基金、研究基金、海外交流基金等
第4号基本金	恒常的に保持すべき 資金 として別に文部科学大臣の定める額(基本金対象資産)を組入れ対象とする基本金	前年度の事業活動収支計算書における教育活動収支の人件費(退職給与引当金繰入額および退職金を除く)+教育研究経費(減価償却額を除く)+管理経費(減価償却額を除く)+教育活動外収支の借入金利息の合計額を12で除した額(100万円未満の端数は切り捨て) 注記において、第4号基本金相当額の資金を有しているかどうかを記載

基本金対象資産の種類

基本金対象資産の分類

途中段階

組入完了

第1号・2号



教育研究活動のため、継続的に直接的に保持すべきハード面の施設設備資産



借入金を前提とした資産取得であり、借入金の残高が基本金未入組高となり、借入金の返済額が基本金に組入れられていきます。



借入金の返済が完了した年度で、固定資産金額と第1号基本金の金額が一致します。



第1号基本金の組入れが固定資産の取得年度に集中することを避けるために計画的に先行積立をします(第2号基本金引当特定資産)。



先行組入計画完了年度で、特定資産は固定資産に、第2号基本金は第1号基本金に振り替えます。

第3号



組入対象資産の運用益をもって教育研究活動に資することを目的とする基金



第3号基本金引当特定資産の計画的な先行積み立て



第4号



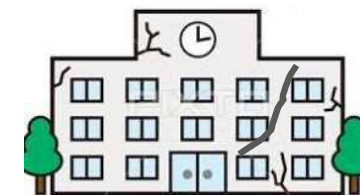
教職員の先生をはじめとするソフト面を維持する運営資金



現物資産のハード面ではなく、年間のキャッシュフローから最低限の運営資金の目安値を計算します。



基本金対象外資産



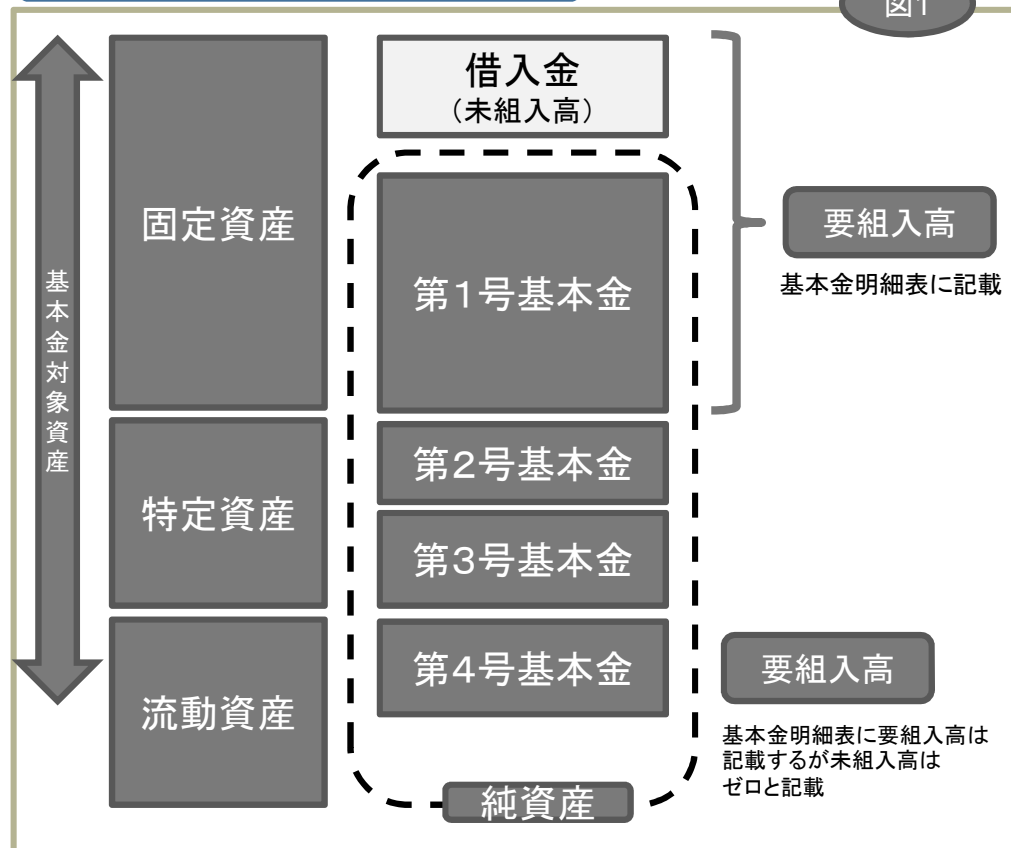
学部・学科の廃止に伴う取り壊し施設設備



収益事業の施設設備

基本金と減価償却の関係

貸借対照表の構成イメージ



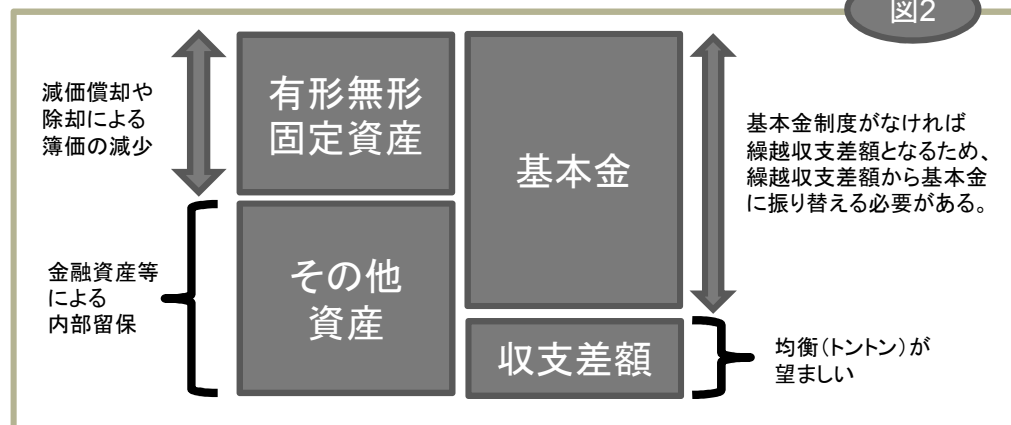
減価償却の目的

減価償却費は支出を伴わない費用であるので、例え損益がトントンであっても資金的には当該金額だけ法人内に留保され、取替資金の蓄積が行われる効果があるため、当該資産の耐用年数終了時において、当該固定資産の再取得に必要な資産が留保されていることが期待されています(図2)。もし基本金制度がなければ、貸方はすべて繰越収支差額となるだけなので、これは貸借対照表の借方サイドの効果・現象と言えます。また、減価償却は毎年の経常損益の平準化や適正な損益計算を図ることもその目的としています。

基本金制度の目的

1. 学校法人会計では、**収支差額が均衡することを期待**しているため、固定資産取得時においてその取得源泉が確実に確保されている状態を示すために「基本金」として繰越収支差額から振り替える手続きが必要となります。これは、貸借対照表の貸方サイドの効果・現象と言えます。
2. つまり、基本金は教育研究活動のために恒常的に保有すべき財産額のうち**自己資金**で取得した貸方勘定であり、法人の自己資本である「**純資産の部**」において、対となる「**基本金対象資産**」との**対比**が可能となるよう設計されています(図1)
3. その場合、毎期の収益とは無関係に、一種の資本取引的に収支差額から基本金相当額だけ「基本金の部」に**振り替える**手続きが必要となり、それが「基本金組入高」となります。

図2



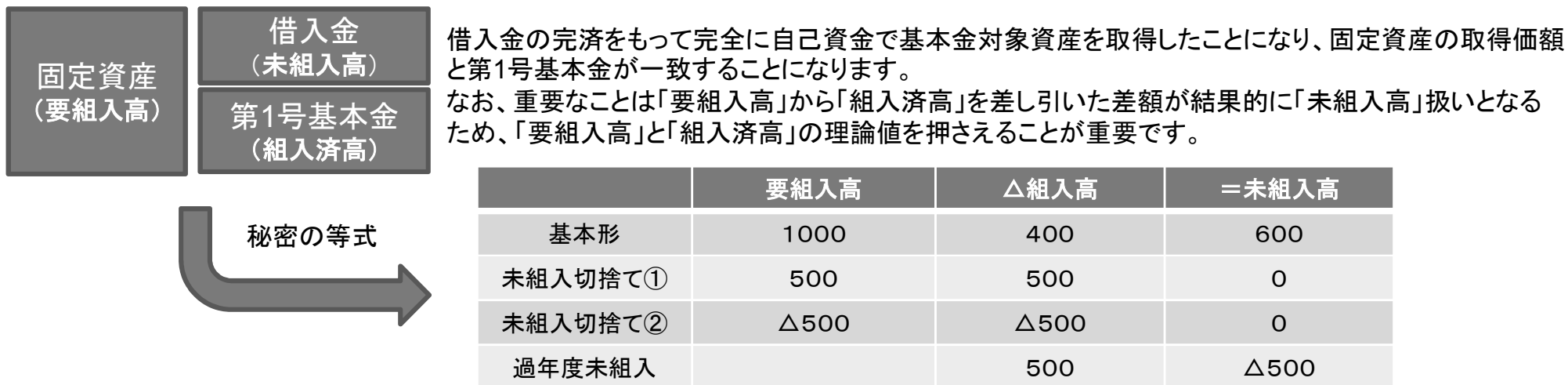
基本金明細表の重要性

1. 固定資産を除却した場合であっても、「要組入高」を維持する必要があるれば「翌期繰延高」を設定し、基本金を取崩さないようにしなくてはならないが、その場合の「要組入高」と「翌期繰延高」は基本金明細表にしか記載されません。
2. 貸借対照表上の借入金残高には、基本金対象資産取得の借入金だけでなく運転資金の借入金もありますが、未組入高に相当する負債金額は基本金明細表にしか記載されません。
3. 例え、貸借対照表の借入金(未払金)残高がすべて基本金対象資産の取得のためであっても、基本金の未組入高と一致しない場合もあるので注意が必要です。

基本金と未組入高

貸借対照表上の借入金(未払金)と基本金未組入高の関係

学校法人の基本金とは、固定資産などの基本金対象資産を**自己資金**で取得したことを示す貸方勘定であり、自己資金で賄いきれなかった債務額(借入金、未払金)は「基本金未組入高」として当期の基本金には組入れられず、その債務(借入金、未払金)の実質的な返済がなされた会計年度において基本金に組入れられることとなります。



基本金明細表

第1期に建物の建設工事1000が完了したが、自己資金で400支払い、残りの600は銀行から借入をして支払った。借入金については2年目以降年間100ずつ返済する。

1年目	要組入高	組入高	未組入高	摘要
第1号基本金 建物 当期取得高	1000	400	600	借入金
2年目	要組入高	組入高	未組入高	摘要
第1号基本金 前期繰越高 当期組入高 建物 過年度未組入れに係る当期組入高 当期末残高	1000	400 100 500	600 △100 500	

過年度の未組入高の当期組入高の表示方法については、「過年度未組入れに係る当期組入高」と一括表示して差し支えありませんが、同組入高を要因別に、例えば「新築校舎に係る借入金返済に伴う組入高」等とすることが望ましいでしょう。

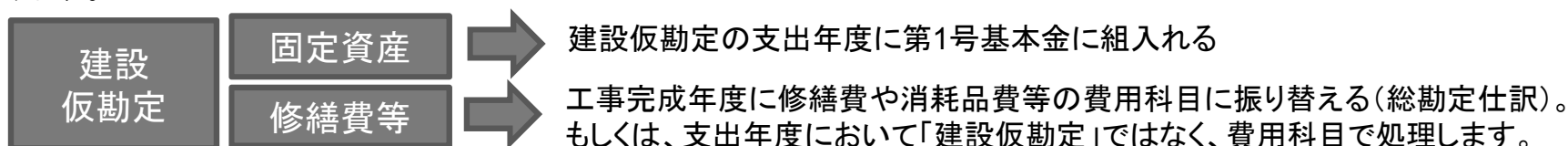
但し、実質的に債務の返済とみることができない下記のような返済については基本金の組入れはできません。

- ・ 同一金融機関において借入契約を更新した場合
- ・ 既存のA銀行の借入をB銀行の借入金で返済した場合
- ・ 未払金を銀行借入で支払った場合

建設仮勘定と基本金

建設仮勘定と基本金組入れ

ある年度において校舎の建設中であれば、工事費は「建設仮勘定」で処理され、工事完成年度に「建設仮勘定」から「建物」等の正式な勘定科目に振り替えられますが、「建設仮勘定」の内容が基本金対象資産に該当する場合は、「建設仮勘定」の支出年度に第1号基本金に組入れることになります。



基本金明細表

「建設仮勘定」500のうち基本金組入対象財産を構成する金額は400であり、2年目において建設総額2000の工事が完成した(うち基本金組入対象資産)相当額は1900)

1年目	要組入高	組入高	未組入高	摘要
第1号基本金				
建設仮勘定				
当期取得高	500			
経費支出分	△100			
小計	400	400	0	

「建設仮勘定」のうち明らかに費用性の支出は当年度中に経費科目に振り替えておくことが望ましいですが、敢えて「建設仮勘定」で処理する場合は、基本金明細表上、経費支出相当額を基本金要組入高から控除します。

2年目	要組入高	組入高	未組入高	摘要
第1号基本金				
建物				
当期取得高	1900			
建設仮勘定振替高	△400	0	0	
(小計)	1500	1500	0	

工事完成年度における基本金明細表上、「建物」の当期取得高には「建設仮勘定」からの振替額も含む総額を記載し、その次に「建設仮勘定振替」を控除します。従って、「建設仮勘定」の欄には「建物勘定への振替」等の表記はしません。

2年目	要組入高	組入高	未組入高	摘要
第1号基本金				
建物				
当期取得高		1500		
建設仮勘定振替高		400		
(小計)		1900	0	
建設仮勘定				
当期除却(振替)高	△400	△400	0	
(小計)	△400	△400	0	
合計	1500	1500	0	

基本金の取崩し

基本金の取崩し事由

基準第31条の規定により、学校法人は教育の質的水準の低下を招かない限りは、次のいずれかに該当する場合には次に定める額の範囲内で基本金を取崩すことができるとされています。

つまり、基本金対象資産の除却がなされた場合に代替資産を再取得するかどうか、再取得しても除却資産よりも高額になるかがポイントとなります。この点において、機器備品や図書については個別に検討することが困難ですが、それ以外の資産については個別に取替更新の事実確認を行う必要があります。

	基本金取崩事由	具体例
①	学校法人の諸活動の一部または全部を廃止した場合、その廃止した諸活動に係る基本金への組入額(注1)	学部・学科の廃止、定員の大幅減、個々の事業廃止、奨学事業の計画縮小・廃止等
②	学校法人の経営の合理化により第1号基本金対象固定資産を有する必要がなくなった場合、その固定資産の価額	複数キャンパスの統合、取替更新による価額の減少、所有から賃借への変更等
③	第2号基本金対象資産を将来取得する固定資産の取得に充てる必要がなくなった場合、その金銭その他の資産の額	施設設備計画の縮小・廃止
④	その他やむを得ない事由がある場合、その事由に係る基本金への組入額	収用他
—	前年度の恒常的資金の額が当年度の第4号基本金に対して20%超減少した場合	

(注1) 例えば、学部または学科を廃止した場合であっても、そこで使用していた資産を他の学部または学科の教育研究活動に転用する場合は、基本金を取崩すことなくそのまま維持することになります。

基本金対象資産の部門間振替え



短大の一部学科の廃止に伴い、そこで使用していた校舎を大学の施設として転用した場合の基本金明細表は次のようになります。

事項	要組入高	組入高	未組入高	摘要
第1号基本金				
当期組入高				
建物				
(大学)				
1号館校舎の振替増加	100			
(短大)				
1号館校舎の振替減少	△100			
小計	0	0	0	

基本金の計算は原則として部門別に行うため、基本金明細表を部門別の内訳形式で表示すると左記のようになりますが、法人合計で表示すると同一科目間の資産の転用は相殺されるため表示されません。

基本金明細表とその他の明細表の関係

学校法人会計基準の計算書類の付表

学校法人会計基準では、基本金明細表の他に固定資産明細表と借入金明細表といった付表が用意されています。それらは貸借対照表の科目明細という意味だけでなく、基本金明細表の基礎資料としての意味も有しています。

フロー法による基本金の計算

固定資産明細表

フロー項目

科目	期首残高 ①	当期増加額 ②	当期減少額 ③	期末残高 ④=①+②-③	減価償却累計額 ⑤	差引期末残高 ⑥=④-⑤	備考
建物	1000	400	100	1300	500	800	②は資金収支計算書の「施設設備関係支出」+事業活動収支計算書の「現物寄付」

借入金明細表

借入先	期首残高 ⑦	当期増加額 ⑧	当期減少額 ⑨	期末残高 ⑩=⑦+⑧-⑨	備考
(何)銀行	500	200	100	600	⑦及び⑨は既存の建物に関するものであり、⑧は新規の建物②に関するものである。



基本金の当期組入高は、固定資産明細表の「当期増加額」と「当期減少額」および借入金明細表の「当期増加額」と「当期減少額」といった収入支出（フロー項目）を基礎として算定することができます（この著書の中では「フロー法」と称します）。

なお、基本金明細表はこのフロー法により作成されています。

フロー法

基本金明細表	要組入高		組入高		未組入高		摘要
第1号基本金							
前期繰越高	1000	①	500		500	⑦	
当期繰入高							
建物							
当期取得高	400	②					
当期除却高	△100	③					
小計	300	②+③	100	②+③-⑧	200	⑧	
過年度未組入に係る当期組入高			100	⑨	△100	⑨	
計	300		200		100		
当期末残高	1300	④	700	④-⑩	600	⑩	

ストック法による基本金の検証

固定資産明細表

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額	差引期末残高	備考
	①	②	③	④=①+②-③	⑤	⑥=④-⑤	
建物	1000	400	100	1300	500	800	②は資金収支計算書の「施設設備関係支出」 +事業活動収支計算書の「現物寄付」

ストック項目

借入金明細表

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
	⑦	⑧	⑨	⑩=⑦+⑧-⑨	
(何)銀行	500	200	100	600	⑦及び⑨は既存の建物に関するものであり、⑧は新規の建物②に関するものである。

基本金の組入済額および未組入高の妥当性は、固定資産明細表の「期末残高」および借入金明細表の「期末残高」といった残高(ストック項目)を用いて検証することができます(この著書の中では「ストック法」と称します)。

フロー法により算定された基本金明細表の基本金残高の妥当性をストック法により検証することができます。

ストック法による検証

科目	期末取得価額	繰延高(※1)	要組入額	組入済額	借入金残高	調整額(※2)	未組入高
	④	⑪	⑫=④+⑪	⑬=⑫-⑮	⑩	⑭	⑮=⑩-⑭
建物	1300	0	1300	700	600	0	600

要組入高⑫-組入済額⑬=未組入高⑮の等式が成立すればOKです。

(※1)「繰延高⑪」とは資産除却に伴う「要組入高」の減少を翌期以降に繰り延べるものであり、代替資産を取得した年度に基本金に充当すべく、基本金明細表上だけで引き継がれる項目です。

(※2)「調整額⑭」とは、「要組入高」と「組入済額」との関係で算定される「未組入高」の理論値に帳簿上の借入金残高を合わせるための調整額です。

基本金組入額判定チャート

資産の除却に伴い代替資産を再取得しない場合や、代替資産を再取得したとしても当初に取得した資産の取得価額の水準まで回復する予定がない場合は、当期取得高との差額を基本金(要組入高)から取崩すこととなりますが、代替資産の取得が翌年度にずれ込む場合は基本金の取崩しを繰り延べることとなります。(但し、**機器備品の場合は再取得を前提としない処理が認められています。**)

除却資産と同一の代替資産の再取得		代替資産の取得年度	ケース(注1)	基本金要組入高の取り扱い	未組入高(注2)	当期組入高(注2)	
機器備品以外	再取得しない	I	—	除却資産<取得資産	差額を要組入高に組入れる	要組入高の増加額 マイナス 未組入高	
		II	—	除却資産>取得資産	差額を要組入高から取崩す		
	再取得する	III	当年度	除却資産<取得資産	差額を要組入高に組入れる		要組入高の増加額以上の未組入高は切り捨てる
		IV	当年度	除却資産>取得資産	差額を要組入高から取崩す		未組入高は全額切り捨てる
		V	翌年度以降	除却資産<取得資産	除却資産の取得価額全額もしくは代替資産の取得予定額を繰り延べる		要組入高の増加額以上の未組入高は切り捨てる
		VI	翌年度以降	除却資産>取得資産	代替取得資産の取得価額もしくは除却超過差額を繰り延べる		未組入高は全額切り捨てる
機器備品	(不問)	VII	—	除却資産<取得資産	差額を要組入高に組入れる	同上	
	(不問)	VIII	—	除却資産>取得資産	差額を要組入高から取崩す		

(注1) 前期から繰り越されている「繰延高」がある場合は、除却資産の取得価額に充当します。

(注2) 過年度未組入高の返済額は、要組入高の増減に関係なく当期の基本金として組入れます。

基本金の計算演習(1)

第1号基本金組入額の計算(繰延がないケース)

1年目は、「除却資産の取得価額③」<「取得資産の取得価額②」であり、当該取得超過差額(②-③)より少ない借入金が紐づいているケースであり、2年目は借入金の返済のみが予定されるケースです。

固定資産明細表

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額	差引期末残高	
建物	①	②	③	④=①+②-③	⑤	⑥=④-⑤	
1年目	1000	400	100	1300	500	800	
2年目	1300	0	0	1300	600	700	

借入金明細表

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
(何)銀行	⑦	⑧	⑨	⑩=⑦+⑧-⑨	
1年目	500	200	100	600	⑦及び⑨は既存の建物①に関するものであり、⑧は新規の建物②に関するもの
2年目	600	0	150	450	

1年目

フロー法(1年目)

基本金明細表	要組入高		組入高		未組入高		摘要
第1号基本金							
前期繰越高	1000	①	500	①-⑦	500	⑦	
当期繰入高							
建物							
当期取得高	400	②					
当期除却高	△100	③					
小計	300	②+③	100	②+③-⑧	200	⑧	借入金
過年度未組入に係る当期組入高			100	⑨	△100	⑨	
計	300		200		100		
当期末残高	1300	⑫	700	⑬	600	⑮	

「基本金組入高判定チャート」のIに該当するケースであり、「要組入高」は300増加しますが、「未組入高」が200あるため、当期の基本金組入は差額の100となります。また、前期末の未組入高としての借入金の当期返済額100を当期の基本金組入に加算するため結果として組入済額は700となり、「未組入高」残高は600となります。

基本金の計算演習(1)

ストック法(1年目)

科目	期末取得価額 ④	繰延高 ⑪	要組入額 ⑫=④+⑪	組入済額 ⑬=⑫-⑮	借入金残高 ⑩	調整額 ⑭	未組入高 ⑮=⑩-⑭
建物	1300	0	1300	700	600	0	600

固定資産明細表上の「建物」の期末取得価額は1300であり、「翌期繰延高」もないため同額が「要組入高」となります。また「組入済高」は「フロー法」より700と算定されたため、差額としての「未組入高」は600となり、借入金明細表の借入金残高と一致しているため検証OKとなります。

2年目

フロー法(2年目)

基本金明細表	要組入高		組入高		未組入高		摘要
第1号基本金							
前期繰越高	1300	⑫	700	⑬	600	⑮	
当期繰入高							
建物							
過年度未組入れに係る当期組入高			150	⑨	△150	⑨	
計	0		150		△150		
当期末残高	1300	⑫	850		450	⑮	借入金

「基本金組入額判定チャート」の(注2)のケースであり、前期末の未組入高としての借入金の当期返済額150のみを当期の基本金組入とし、結果として「組入済高」は850となり、「未組入高」は450となります。

ストック法(2年目)

科目	期末取得価額 ④	繰延高 ⑪	要組入額 ⑫=④+⑪	組入済額 ⑬=⑫-⑮	借入金残高 ⑩	調整額 ⑭	未組入高 ⑮=⑩-⑭
建物	1300	0	1300	850	450	0	450

固定資産明細表上の「建物」の期末取得価額は1300であり、「翌期繰延高」もないため1300が「要組入高」となります。また「組入済高」は「フロー法」より850と算定されたため、差額としての「未組入高」は450となり、借入金明細表の借入金残高と一致しているため検証OKとなります。

基本金の計算演習(2)

基本金の繰延があるケース

1年目は「除却資産の取得価額③」>「取得資産の取得価額②」であり、翌年度以降に代替資産を再取得する予定のため、当該除却超過差額を翌期に繰り延べるケースです。未組入はありません。

固定資産明細表

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額	差引期末残高	
建物	①	②	③	④=①+②-③	⑤	⑥=④-⑤	
1年目	1000	100	400	700	500	200	
2年目	700	0	0	700	550	150	
3年目	700	200	0	900	600	300	
4年目	900	0	0	900	650	250	

借入金明細表

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
(何)銀行	⑦	⑧	⑨	⑩=⑦+⑧-⑨	
1年目	0	0	0	0	

1年目

フロー法(1年目)

基本金明細表	要組入高		組入高		未組入高		摘要
第1号基本金							
前期繰越高	1000	①	1000		0		
当期繰入高							
建物							
当期取得高	100	②					
当期除却高	△400	③					
翌年度基本金組入れの繰延高	300	②+③					
計	0		0		0		
当期末残高	1000	⑫	1000	⑬	0		⑮

「基本金組入額判定チャート」のVIに該当するケースであり、除却超過差額を繰り延べ処理するため要組入高に移動なく1000のままであり、結果として当期の基本金組入はありません。

基本金の計算演習(2)

ストック法(1年目)

科目	期末取得価額 ④	繰延高 ⑪	要組入額 ⑫=④+⑪	組入済額 ⑬=⑫-⑮	借入金残高 ⑩	調整額 ⑭	未組入高 ⑮=⑩-⑭
建物	700	300	1000	1000	0	0	0

固定資産明細表上の「建物」の期末取得価額は700ですが、除却額の「翌期繰延高」が300あるため「要組入高」は1000となります。また、借入金もないため「組入済額」も1000となります。

2年目

フロー法(2年目)

基本金明細表	要組入高		組入高		未組入高		摘要
第1号基本金							
前期繰越高	1000	⑫	1000	⑬	0		
建物							
過年度基本金組入れの繰延高	△300	⑪					
翌年度基本金組入れの繰延高	300	⑪					
計	0		0		0		
当期末残高	1000	⑫	1000	⑬	0		

2年目は、代替資産の再取得がなかったため、過年度繰延高を翌年度の繰り越すだけとなります。

ストック法(2年目)

科目	期末取得価額 ④	繰延高 ⑪	要組入額 ⑫=④+⑪	組入済額 ⑬=⑫-⑮	借入金残高 ⑩	調整額 ⑭	未組入高 ⑮=⑩-⑭
建物	700	300	1000	1000	0	0	0

3年目

フロー法(3年目)

基本金明細表	要組入高		組入高		未組入高		摘要
第1号基本金							
前期繰越高	1000	⑫	1000	⑬	0		
建物							
当期取得高	200	②					
過年度基本金組入れの繰延高	△300						
翌年度基本金組入れの繰延高	100		0		0		
計	0	⑫	1000	⑬	0		
当期末残高	1000						

基本金の計算演習(2)

ストック法(3年目)

科目	期末取得価額 ④	繰延高 ⑪	要組入額 ⑫=④+⑪	組入済額 ⑬=⑫-⑮	借入金残高 ⑩	調整額 ⑭	未組入高 ⑮=⑩-⑭
建物	900	100	1000	1000	0	0	0

3年目は、代替資産の再取得が200あったため過年度繰延高を同額だけ充当(相殺)させます。結果として、繰延高は100だけ繰り越されるとともに「要組入高」は1000のままとなります。固定資産明細表上の「建物」の期末取得価額は900ですが、「翌期繰延高」100があるため「要繰入高」の1000と一致することになります。

4年目

フロー法(4年目)

基本金明細表	要組入高		組入高		未組入高		摘要
第1号基本金							
前期繰越高	1000	⑫	1000	⑬	0	⑮	
建物							
過年度基本金繰延高の取崩し	△100	⑪					
計	△100		△100				
当期末残高	900	⑫	900	⑬	0	⑮	

4年目以降は代替資産の購入をしないことが確定したため、基本金繰延高の残額を取崩し、基本金要組入高および組入高を同額ずつ減額します。

ストック法(4年目)

科目	期末取得価額 ④	繰延高 ⑪	要組入額 ⑫=④+⑪	組入済額 ⑬=⑫-⑮	借入金残高 ⑩	調整額 ⑭	未組入高 ⑮=⑩-⑭
建物	900	0	900	900	0	0	0

繰延高の取崩しの結果、「要組入高」は900となり、固定資産明細表の期末残高と一致します。

基本金の計算演習(3)

機器備品の取替更新時(繰延なし)に借入金が残るケース

「除却資産の取得価額③」>「取得資産の取得価額②」であり、当該除却超過差額より大きい借入金の発生があるケースであり、期末の借入金相当額が必ずしも未組入高と一致しない場合です。

固定資産明細表

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額	差引期末残高
機器備品	①	②	③	④=①+②-③	⑤	⑥=④-⑤
1年目	1000	200	300	900	500	400

借入金明細表

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
(何)銀行	⑦	⑧	⑨	⑩=⑦+⑧-⑨	
1年目	0	200		200	

1年目

フロー法(1年目)

基本金明細表	要組入高		組入高		未組入高		摘要
第1号基本金							
前期繰越高	1000	①	1000		0		
当期取崩高							
教育研究用機器備品							
当期取得高	200	②					
当期除却高	△300	③					
計	△100	②+③	△100		0		
当期末残高	900	⑫	900	⑬	0	⑮	

「基本金組入額判定チャート」のⅧに該当するケースであり、機器備品については取替更新の有無を問わず、除却超過差額相当額を「要組入高」および「組入高」から取崩しますので、もはや「未組入高」が登場する余地はありません。

ストック法(1年目)

科目	期末取得価額	繰延高	要組入額	組入済額	借入金残高	調整額	未組入高
	④	⑪	⑫=④+⑪	⑬=⑫-⑮	⑩	⑭	⑮=⑩-⑭
機器備品	900	0	900	900	200	200	0

除却超過差額により「要組入高」および「組入済額」は900となっているにもかかわらず「未組入高」を残してしまうと、翌期以降に「組入済額」が900以上となり「要組入高」を超過してしまう結果となるため「未組入高」は切り捨てる必要があります。

基本金の計算演習(4)

車両の取替更新時(繰延あり)に借入金が残るケース

「除却資産の取得価額③」>「取得資産の取得価額②」であり、当該除却超過差額より大きい借入金(未払金)が残っていますが、代替資産を翌年度に取得する予定であるため基本金の取崩しを繰り延べるケースです。この場合も、繰延高の金額により期末の借入金相当額が必ずしも未組入高と一致しない場合があります。

固定資産明細表

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額	差引期末残高
車両	①	②	③	④=①+②-③	⑤	⑥=④-⑤
1年目	1000	200	300	900	500	400

借入金明細表

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
(何)銀行	⑦	⑧	⑨	⑩=⑦+⑧-⑨	
1年目	0	200		200	

1年目

フロー法(1年目)

基本金明細表	要組入高		組入高		未組入高		摘要
第1号基本金							
前期繰越高	1000	①	1000		0		
当期取崩高							
車両							
当期取得高	200	②					
当期除却高	△300	③					
翌年度基本金組入の繰延高	100	⑪					
計	0		0		0		
当期末残高	1000	⑫	1000	⑬	0	⑮	

「基本金組入額判定チャート」のVIに該当し、除却超過差額を翌期に繰り延べるケースであるため、「要組入高」の増減はありません。したがって、「未組入高」が登場する余地はありません。

但し、翌期の取替資産の取得価額が300である場合は「翌期繰延高」は100ではなく300となり、「要組入高」は200の増加となります。その場合は「未組入高」は200計上されます。

基本金の計算演習(4)

ストック法(1年目)

科目	期末取得価額 ④	繰延高 ⑪	要組入額 ⑫=④+⑪	組入済額 ⑬=⑫-⑮	借入金残高 ⑩	調整額 ⑭	未組入高 ⑮=⑩-⑭
車両	900	100	1000	1000	200	200	0

固定資産明細表上の「車両」の期末取得価額は900であるが、除却相当額100が繰り延べられるため「要組入高」は1000のままとなり、前期末からの増減がないため、借入金明細表上の借入金残高と「未組入高」は一致しません。

但し、翌期の取替資産の取得価額が300である場合は「翌期繰延高」は100ではなく300となり、「要組入高」は200の増加となります。その場合は「未組入高」は200計上され、借入金明細表残高と一致することになります。

基本金の計算演習(5)

事前組入れと借入金があるケース

建物の更新にあたり、取替取得価額総額は2000であるが、1年目で建設仮勘定を用いて事前に基本金に組入れた額が500あり、除却する建物の取得価額は1000あるとします。また、2年目の期末日の借入金残高が600あるとします。

固定資産明細表

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額	差引期末残高	
建設仮勘定	①	②	③	④=①+②-③	⑤	⑥=④-⑤	
1年目	0	500	0	500		500	
2年目	500		500	0		0	③は建物勘定への振替えによるもの

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額	差引期末残高	
建物	①	②	③	④=①+②-③	⑤	⑥=④-⑤	
1年目	1000	0	0	1000	500	500	
2年目	1000	2000	1000	2000	600	1400	②には建設仮勘定からの振替え500を含む

借入金明細表

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
(何)銀行	⑦	⑧	⑨	⑩=⑦+⑧-⑨	
1年目	0	0	0	0	
2年目	0	600	0	600	

1年目

フロー法(1年目)

基本金明細表	要組入高		組入高		未組入高		摘要
第1号基本金							
前期繰越高	1000	①	1000			0	
当期繰入高							
建設仮勘定							
当期取得高	500	②					
計	500	①+②	500	③		0	
当期末残高	1500	⑫	1500	⑬		0	⑮

建設仮勘定も基本金対象資産であり、当期の取得高の分だけ「要組入高」は増加します。1年目は借入金もないため「要組入高」=「組入高」となります。

基本金の計算演習(5)

ストック法(1年目)

科目	期末取得価額	繰延高	要組入額	組入済額	借入金残高	調整額	未組入高
	④	⑪	⑫=④+⑪	⑬=⑫-⑮	⑩	⑭	⑮=⑩-⑭
建物	1000	0	1000	1000	0	0	0
建物仮勘定	500	0	500	500	0	0	0
計			1500	1500			

固定資産明細表上の「建物」と「建設仮勘定」の期末取得価額は1000および500であり「翌期繰延高」も「未組入高」もないため「要組入高」=「組入済高」となっている。

2年目

フロー法(2年目)

基本金明細表	要組入高		組入高		未組入高		摘要
第1号基本金							
前期繰越高	1500	①建物+建仮	1500	建物+建仮	0	⑦	
当期繰入高							
建物							
当期取得高	2000	②					
建設仮勘定振替高	△500	③					
当期除却高	△1000	③					
計	500		0		500		
建設仮勘定	0	④			0		
当期末残高	2000	⑫	1500	⑬	500	⑮	

ストック法(2年目)

科目	期末取得価額	繰延高	要組入額	組入済額	借入金残高	調整額	未組入高
	④	⑪	⑫=④+⑪	⑬	⑩	⑭	⑮=⑩-⑭
建物	2000	0	2000	1500	600	100	500

更新取得資産については、除却資産に係る基本金1000と事前組入れ額500の合計1500がすでに組入れ済みなのであり、当初の要組入額1000との差額である未組入額は500が上限となります。しかし、実際の借入金残高は600あるため、そのうちの一部は運転資金のための借入金であると想定されるために、基本金未組入高を500に調整することになります。

第2号基本金

第2号基本金繰入額の計算

第2号基本金の目的は、将来の固定資産の取得年度に基本金組入れが集中しないように、取得資金の財源の一部を確保できた段階であらかじめ組入れ、基本金組入期間中の収支均衡の平準化を実現することにあります。特別寄付で固定資産の取得を目的としているものは、その目的を達成するために第2号基本金への組入れを計画的に行うことが望ましいと考えられます。

本年度、球技場建設引当特定資産100を繰り入れた場合、基本金明細表において第2号基本金の「要組入欄」と「未組入欄」は具体的な金額は記載せずに「—」と記載します。

基本金明細表	要組入高	組入高	未組入高	摘要
第2号基本金				
当期組入高				
球技場建設引当特定資産	—	100	—	

9年後球技場1000が完成し、第2号基本金から第1号基本金への振替を900をした場合は、第2号基本金の当期取崩高とせずに、当期組入高のマイナスとして記載します。

基本金明細表	要組入高	組入高	未組入高	摘要
第1号基本金				
当期組入高				
球技場建設	1000	100		自己資金払い
第2号基本金からの振替高		900		
計	1000	1000	0	
第2号基本金				
当期組入高				
球技場建設引当特定資産				
第1号基本金への振替高	—	△900	—	
計	—	△900	—	

手続き

第2号基本金の組入れについては、理事会の決定に基づいて計画的に実施されることが必要です。その為に「第2号基本金の組入れに係る計画表」を作成し、もし計画の変更があれば、当該計画表に変更決定の年月日及びその内容を記載することになります。

また、第2号基本金に対して複数の計画がある場合には、個別の計画毎に計画表を作成し、全体の集計表として「第2号基本金の組入れに係る計画集計表」を作成し、これは計画初年度から計画の完成までの間、毎年計算書類に添付することになります。

第2号基本金

第2号基本金の組入れに係る計画集計表

(単位:円)

番号	計画の名称	第2号基本金当期末残高
1	球技場建築資金計画	100,000,000
2	グラウンド整備資金計画	50,000,000
3	(何)	30,000,000
	計	180,000,000

貸借対照表の
第2号基本金の金額と一致

※個別計画が一つしかない
場合は集計表は作成不要

第2号基本金の組入れに係る計画表

(単位:円)

計画の名称	球技場建築資金計画					
固定資産の取得計画および 基本金組入計画の決定機関 および決定年月日	決定機関	当初決定の年月日	変更決定の年月日	摘要		
	理事会	平成〇年〇月〇日				
固定資産の取得計画および その実行状況	取得予定固定資産(種類)	取得予定年度	取得年度	取得額	第2号基本金から 第1号基本金への振替額	摘要
	球技場(建物)	平成〇年度				所要見込 総額 (注1)
基本金組入計画および その実行状況	組入計画年度	組入予定額	組入額	摘要		
	平成〇年度	30,000,000	30,000,000	第2号基本金当期末残高 30,000,000		
	平成〇年度	30,000,000				
	平成〇年度	40,000,000				
	計100,000,000	計30,000,000				

(注1)第2号基本金の組入計画表における「所要見込総額」の欄の記載について、旧校舎(取得価額2億円)を取り壊し新校舎を総額6億円で改築する計画の場合は、改築にかかる建設総額6億円から旧校舎の組入済み基本金額2億円を控除した4億円で記載することになります。

第3号基本金

基本金明細表の書き方

本年度、〇〇奨学基金として第3号基本金引当特定資産を20繰り入れた場合、基本金明細表において第3号基本金の「要組入欄」と「未組入欄」は具体的な金額は記載せずに「—」と記載します。

基本金明細表	要組入高	組入高	未組入高	摘要
第3号基本金 当期組入高 〇〇奨学基金組入高	—	20	—	

第3号基本金の組入れに係る計画集計表

(単位:円)

番号	計画の名称	第3号基本金引当 特定資産運用収入	第3号基本金当期末残高
1	〇〇奨学基金		20,000,000
2	〇基金		10,000,000
3			
計			30,000,000

貸借対照表の
第3号基本金の金額と一致

※個別計画が一つしかない
場合は集計表は作成不要

第3号基本金の組入れに係る計画表

(単位:円)

基金の名称	〇〇奨学基金			
基金の設定計画および 基本金組入計画の決定 機関および決定年月日	決定機関	当初決定の年月日	変更決定の年月日	摘要
	理事会	平成〇年〇月〇日		
基金を運用して行う事業	「〇大学学生奨学基金規程」に基づき、本校大学生のうちから奨学生を選考し経済的援助を行う事業(平成〇年度から開始する)。			
基本金組入計画および その実行状況	組入目標額	計画総額50,000,000円 組入額が計画総額に達した後は、基金の運用果実の事業使用残額および学校法人の募集によらない特別寄付金の額を引き続き基本金へ組入れる。		
	組入計画年度	組入予定額	組入額	摘要
	平成〇年度	20,000,000	20,000,000	
	平成〇年度	20,000,000		
	平成〇年度	10,000,000		
	計50,000,000		計20,000,000	

第4号基本金

第4号基本金繰入額の計算

第4号基本金は、学校法人の円滑な運営のために必要な運転資金の額を目安であり、この基本金相当額に対応する資産には随時換金性と元本保証確実性が要求されます。そして、第4号基本金の理論値の計算は前期の事業活動収支計算書を基に下記のように算定します。

理論値の計算

収支区分	大科目	控除科目	備考
教育活動収支	人件費	退職給与引当金繰入額 退職金	ほぼ資金収支計算書上の 人件費支出
	教育研究経費	減価償却額	ほぼ資金収支計算書上の 教育研究経費支出
	管理経費	減価償却額	ほぼ資金収支計算書上の 管理経費支出
教育活動外収支	借入金等利息	—	資金収支計算書上の借入金利息支出
(計)	人件費支出および経費支出の年間合計(A)		

人件費支出および経費支出の年間合計(A)を12月で割った金額の100万円未満の端数を切り捨てた金額が、第4号基本金の理論値となります。

第4号基本金の組入れおよび取崩しのルール

文科省所轄法人においては平成28年度決算から、知事所轄法人においては平成29年度決算から、第4号基本金の取崩しが義務化されています。

前年度の 第4号基本金	当期の理論値	当期の第4号基本金			
		①改正前	②経過措置	③改正後	
		文科省所轄法人	H27年度	H28年度	H29年度
		知事所轄法人	H28年度	H29年度	H30年度
100	125 (120%超)	125	125	125	
	117 (120%以内)	原則 理論値117 例外 前年度100	原則 理論値117 例外 前年度100	原則 理論値117 例外 前年度100	
	100	100	100	100	
	87 (80%以上)	前年度 100	理論値 87*	前年度 100	
	72 (80%未満)	前年度 100	理論値 72	理論値 72	

第4号基本金

第4号基本金の部門別計算

第4号基本金の恒常的に保有すべき資金の額の組入れは、法人全体で計算するのが原則です。ただし、従来から第4号基本金を部門ごとに計算している場合には、部門単位で組入れ、もしくは取崩しの処理を行うことができます。

注記の記載例

当該会計年度の末日において、第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策を下記の様に記載します。

(例1)
第4号基本金に相当する資金を以下のとおり有していない。
第4号基本金 ●円
資金
現金預金 ●円 有価証券 ●円 計 ●円
現在、主要な債権者である●等と協議の上、平成●年度から平成●年度までの経営改善計画を作成し、●等の経営改善に向けた活動を行っている。

(例2) 当該会計年度の末日において、第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

基本金の組入れ・取崩しの表示方法

基本金明細表の表示の仕方

基本金明細表上、①基本金の各号ごとに当年度の組入れ及び取崩しの集計を行い、②組入れが多い場合は「**当期組入高**」、取崩しが多い場合は「**当期取崩高**」と大科目を表示させます。但し、第2号基本金から第1号基本金への振替については、上記の計算に含めることなく「当期組入高」の大科目の中に記載します。そして、各号の「当期組入高」を合計した額が合計欄の「当期組入高」と一致し、各号の「当期取崩高」を合計した額が合計欄の「当期取崩高」と一致します。

組入>取崩で翌期に代替資産取得の場合		第2号基本金からの振替がある場合	
事項	組入高	事項	組入高
第1号基本金 当期組入高 建物 当期取得高 500 当期除却高 △100 翌年度基本金組入れの繰延高 100 計 500		第1号基本金 当期取崩高 建物 第2号基本金からの振替高 500 当期除却高 △1000 計 △500 第2号基本金 当期組入高 第1号基本金への振替高 △500 体育館建築計画廃止に伴う取崩し △800 計 △1300	

事業活動収支計算書と内訳表の表示の仕方

基本金を部門別に計算した場合は、部門ごとに「基本金組入額」もしくは「基本金取崩額」が計算され、それぞれの法人合計額は相殺することなく、事業活動収支計算書の「基本金組入額」と「基本金取崩額」にそれぞれ表示させます。

なお「基本金組入額」および「基本金取崩高」は例え残高がゼロであっても事業活動収支計算書には当該科目を表示させることに注意します。また、事業活動収支計算書内訳表は、「基本金組入額」は例え残高がゼロであっても部門別に記載しますが、「基本金取崩額」は例え残高があっても内訳表では記載しないことにも留意が必要です。

事業活動収支計算書	備考
基本金組入前当年度収支差額	
基本金組入額合計	各号の「当期組入高」を合計した額 ゼロでも「0」と表示
当年度収支差額	
前年度繰越収支差額	
基本金取崩額	各号の「当期取崩高」を合計した額 ゼロでも「0」と表示
翌年度繰越収支差額	

基本金の部門別計算

基本金の部門別計算の要否

基本金要組入高は原則として部門ごとの基本金対象資産とヒモづけされるため、基本金の組入れ計算や取崩し計算は部門別に判断されます。しかし、基本金対象資産を複数部門で共有したり、使用する部門が変更されることもあるため、学校法人がその諸活動の計画に基づき必要な資産を法人全体をもって判断する場合は、基本金の組入れおよび取崩しを法人全体で計算することも認められます。

基本金明細表の記載例(部門別計算の場合)

基本金明細表上、第1号基本金については、まず部門ごとに組入れか取崩しかを計算し、学校法人は組入れの方が10だけ多いため「当期組入高」のグループに、大学および高等学校は取崩しの方が多いため「当期取崩高」のグループに属させた上で、それぞれ当期取得高と当期除却高を集計させます。他方、第2号基本金および第3号基本金については、残高があれば「当期組入高」もしくは「当期取崩高」をそれぞれ表示します。

基本金号	部門	基本金組入対象資産				当期組入高	基本金明細表の記載例
		期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高		
第1号基本金	学校法人	500	10	—	510	10	【当期組入高】 備品取得額(法) 10 【当期取崩高】 備品取得高(大) 100 備品取得高(高) 30 備品除却高(大) Δ200 備品除却高(高) Δ50
	●大学	2000	100	200	1900	Δ100	
	■高等学校	800	30	50	780	Δ20	
	(合計)	3300	140	250	3190	Δ110	
第2号基本金	学校法人						【当期組入高】 (何)計画(高) 20 【当期取崩高】 (何)計画廃止(大) Δ10
	●大学	100		10	90	Δ10	
	■高等学校	1000	20		1020	20	
	(合計)	1100	20	10	1110	10	
第3号基本金	学校法人						【当期組入高】 (何)奨学基金(高) 10 【当期取崩高】 (何)奨学基金廃止(大) Δ30
	●大学	30		30	0	Δ30	
	■高等学校		10		10	10	
	(合計)	30	10	30	10	Δ20	

基本金の部門別計算

基本金明細表の記載例(部門別計算を行わない場合)

基本金の組入額と取崩額を部門別に計算していない場合は、基本金の各号(第1号～第4号)ごとに組入額と取崩額のいずれかを把握することができます。

また、事業活動収支計算書内訳表上、「基本金組入額」もしくは「基本金取崩額」を部門別に記載する必要がありますが、その際は、学校法人全体で計算された「基本金組入高」もしくは「基本金取崩高」を合理的な割合で部門配賦することになります。

基本金号	基本金組入対象資産				当期組入高	基本金明細表の記載例
	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高		
第1号基本金	3300	140	250	3190	△110	【当期取崩高】 当期取得高 140 当期除却高 △250
第2号基本金	1100	20	10	1110	10	【当期組入高】 (何)計画 20 【当期取崩高】 (何)計画廃止 △10
第3号基本金	30	10	30	10	△20	【当期取崩高】 (何)奨学基金 10 (何)奨学基金廃止 △30
第4号基本金	10			10		

基本金の修正

基本金の修正

過年度に基本金の計算に誤謬があった場合には正しい額に修正することになります。その際は、過年度に基本金の過大計上があった場合には当該修正差額を取崩対象額に含め、また、過年度に過少計上があった場合には、当該修正差額を組入対象額に含めて把握します。

《ケース1》 過年度修正額を各科目の記載の後にまとめて記載する場合)

事項	要組入高	組入高	未組入高	摘要
第1号基本金				
当期組入高 ←				
教育研究用機器備品				
当期取得高	500			
小計	500	500		
過年度基本金の修正				
建物	100			
教育研究用機器備品	△200			
小計	△100	△100		
計	400	400		

第1号基本金の全体で当期組入れになっているため、大科目は「当期組入高」として表示します。

《ケース2》 過年度修正額を各科目の内訳として記載する場合)

事項	要組入高	組入高	未組入高	摘要
第1号基本金				
当期取崩高 ←				
建物				
過年度基本金の修正	100			
小計	100	100		
教育研究用機器備品				
当期取得高	500			
過年度基本金の修正	△1000			
小計	△500	△500		
計	△400	△400		

第1号基本金の全体で当期取崩しになっているため、大科目は「当期取崩高」として表示します。

基本金明細表のチェックリスト

基本金明細表の様式のチェックリスト

事項	要組入高	組入高	未組入高	摘要	チェック項目
第1号基本金					
前期繰越高				①	① 「要組入高」、「組入高」、「未組入高」の前期繰越高は前年度の基本金明細表の当期末残高と一致しているか。
当期組入高(当期取崩高)				②	② 第1号基本金の項全体で組入れの場合は「当期組入高」の大科目、取崩しの場合は「当期取崩高」の大科目を用いているか。
1. 建物				③	③ 前期繰越高の1%もしくは3000万円以上の場合は具体的な内容を記載しているか。
当期取得高(具体的内容)				④	④ 第2号基本金の項における「第1号基本金への振替高」と一致しているか。
第2号基本金からの振替高	(—)			⑤	⑤ 建設仮勘定からの振替高は③「当期取得高」に含まれているか。
建設仮勘定からの振替高	△			⑥	⑥ 前期繰越高の1%もしくは3000万円以上の場合は具体的な内容を記載しているか。
当期除却高	△	△		⑦	⑦ 代替資産を購入する予定がなければ「要組入高」を取り崩しているか。
翌年度基本金組入の繰延高				⑧	⑧ 「要組入高」の欄が空欄か「—」になっているか。
小計				⑨	⑨ 第1号基本金に付け替え充当するため、ここでは表示されない。
過年度未組入に係る当期組入	(—)			⑩	⑩ 「要組入高」の増減は固定資産明細表の当期の増減額と整合しているか。
2. 建設仮勘定				⑪	⑪ 「要組入高」の期末残高と固定資産明細表の期末残高は一致しているか。
建物勘定への振替高	△	△		⑫	⑫ 「未組入高」は「要組入高」から「組入高」を減じた額となっているか。
小計				⑬	⑬ 「組入高」の前期繰越高は前期末残高と一致しているか。
計				⑭	⑭ 「要組入高」および「未組入高」は「—」になっているか。
当期末残高				⑮	⑮ 同上、具体的かつ明瞭な記載であるか。
第2号基本金					
前期繰越高	—		—	⑯	⑯ 同上、「当期組入高」の説明項目として位置づけられているか。
当期組入高				⑰	⑰ 同上、具体的かつ明瞭な記載であるか。
(何)建設組入高	—		—	⑱	⑱ 同上、「組入高」が「第2号基本金の組入れに係る計画表」と一致しているか。
第1号基本金への振替高	—	△	—	⑲	
計				⑳	
当期取崩高				㉑	
(何)	—	△	—	㉒	
計	—	△	—	㉓	
当期末残高	—		—	㉔	

基本金明細表のチェックリスト

基本金明細表の様式のチェックリスト

事項	要組入高	組入高	未組入高	摘要
第3号基本金				
前期繰越高	—		—	⑱
当期繰入高				⑳
(何)	—		—	
計	—		—	㉑
当期取崩高				
(何)基金縮小に伴う取崩高	—	△	—	㉒
計	—	△	—	㉓
当期末残高	—		—	㉔
第4号基本金				
前期繰越高				㉕
当期組入高				㉖
当期取崩高		△		㉗
当期末残高				㉘
合計				
前期繰越高	—		—	
当期組入高	—		—	
当期取崩高	—	△	—	
当期末残高	—		—	

	チェック項目
⑱	「組入高」の前期繰越高は前期末残高と一致しているか。
⑳	組入対象額が取崩対象額を超える場合は「当期組入高」とし、組入れおよび取崩しの原因となる事実ごとに記載しているか。 (取崩対象額が組入対象額を超える場合は「当期取崩高」とし、組入れおよび取崩しの原因となる事実ごとに記載しているか)
㉑	「要組入高」および「未組入高」は「—」になっているか。
㉒	同上
㉓	同上
㉔	同上、「組入高」が「第3号基本金の組入れに係る計画表」と一致しているか。
㉕	「要組入高」、「組入済高」、「未組入高」の前期繰越高は前年度末残高と一致しているか。
㉖	「未組入高」は「0」となっているか。
㉗	同上
㉘	同上